

次期水道料金のあり方

1 前回までの振り返り

今後の経営の見通し

ア 収益的収支の赤字

人口減少等による給水収益の減少、物価高騰といった水道事業を取り巻く社会情勢の変化により、現行の水道料金体系では令和9年度以降赤字が発生する見通し。

イ 資本的収支の悪化

災害対策拠点、避難所等の耐震化、増大する老朽施設・管路への対応のための投資の増加が必要で、資本的収支が悪化する見込み。

- ✓ 耐震化 現状の投資水準 + 5億円／年
- ✓ 老朽化（管路の更新 + 施設の更新） 現状の投資水準 + 19.5億円／年
- ✓ 工事単価の上昇

ウ 内部留保資金の枯渇

ア、イにより、内部留保資金が減少し、令和10年度には資金がショートする見込み。

エ 経営戦略期間（R9～R18）における財源不足額

令和9～18年度は収支の赤字により23億円／年と資産維持費分37億円／年の計60億円／年が不足の見通し。

オ 60億円／年の不足を補うためには、約70%の料金改定が必要

必要改定率について

約70%の改定を一度に実施すると、市民負担が急激に増加。

以下の緩和策を実施し、料金算定期間を4年にすることで、必要改定率を40.2%に軽減する。

負担緩和策

- ① 投資計画の再精査によるR9～18年で事業費総額50億円の削減
- ② 企業債の追加発行（5億円／年）

料金 算定期間

将来見通しの不確実性を踏まえ、
料金算定期間を 10年 → **4年に設定**（R9～R12を対象）

料金算定期間に合わせ、中長期の経営計画を4年ごとに見直す想定。

さらに、市民負担を軽減するために、一般会計からの繰入を検討。

急激な料金改定率を緩和するため、独立採算の原則から無制限ではなく、
約15億円の繰入金増額を上限に、必要改定率を22.3%に軽減する案を提示する。

※現在の試算では、4年後のR13に18.1%の改定（累積改定率44.4%）を見込んでいる。

料金の内訳と逓増制

料金は一般的に基本料金と従量料金に分けた二部料金制。

基本料金

使用水量の有無にかかわらず負担する料金

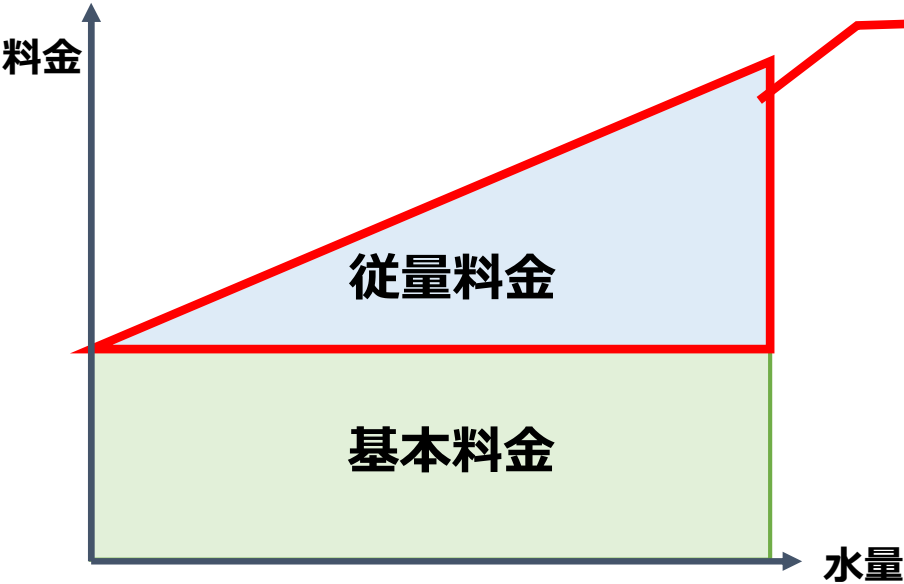
浄水場などの設備投資
に関連する料金

従量料金

使用水量に応じて単位水量当たりの
価格により算定し負担する料金

使用した水道水の量
に関連する料金

従量料金で逓増制を採用。
現行の料金体系は逓増度3.67倍



1 か月 税抜

基本料金

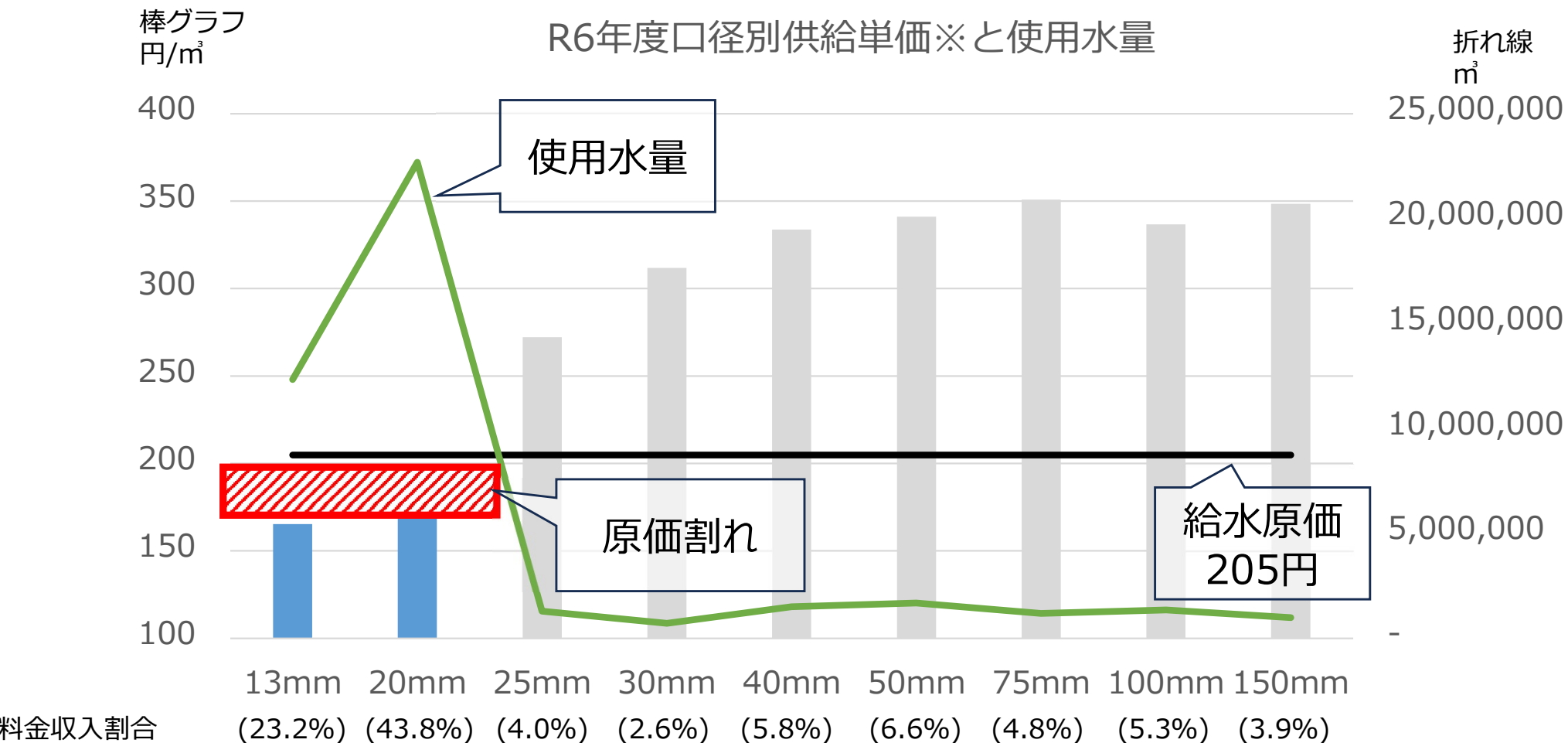
13mm	935
20mm	1,035
25mm	2,765
30mm	4,815
40mm	9,525
50mm	14,155
75mm	35,265
100mm	70,775
150mm	205,530

使用水量

(円／㎡)

0	21	41	61
86	166	246	316 逓増度 3.67倍
166		246	316
246			316
316			

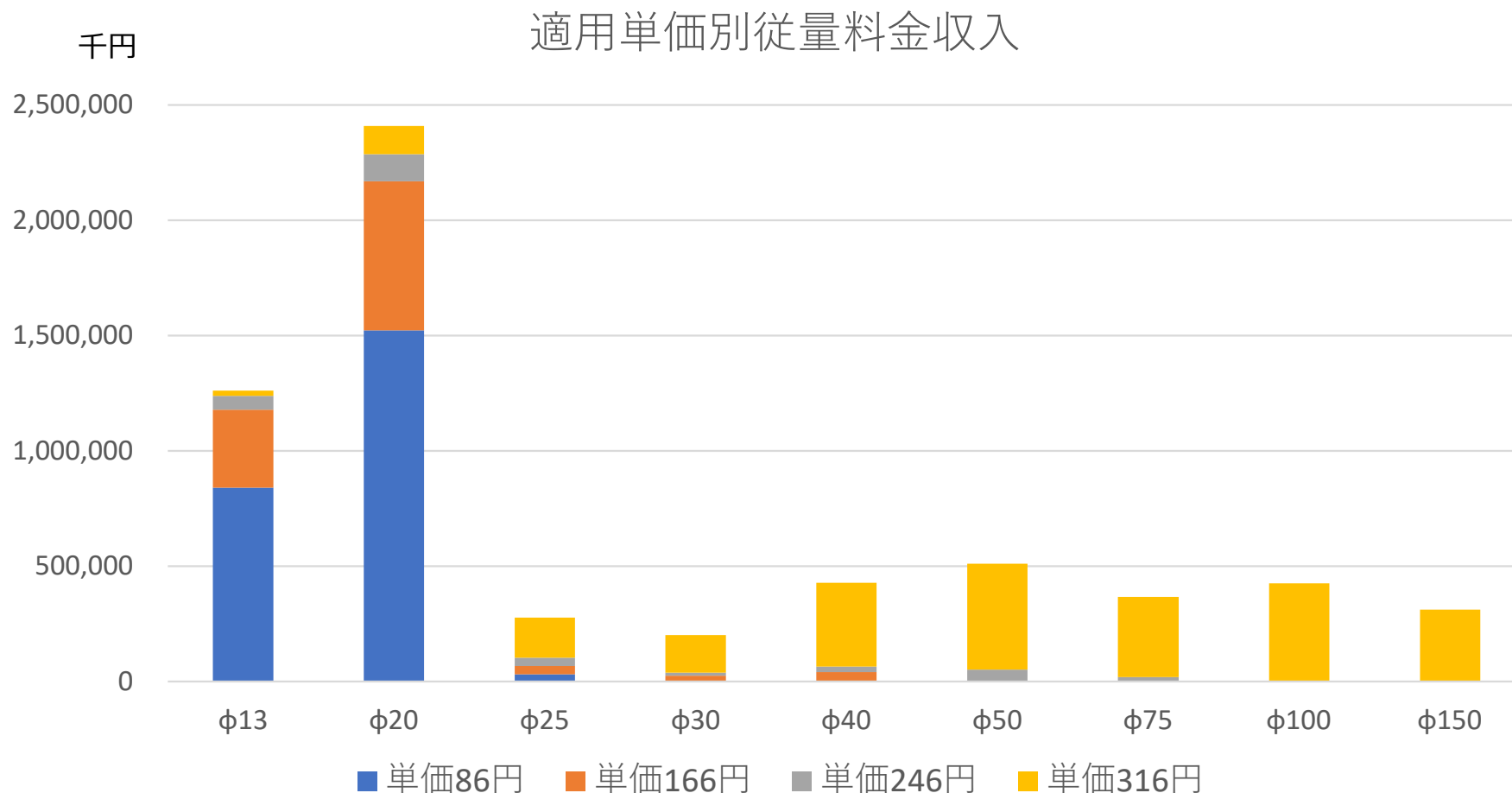
口径別供給単価と給水原価



料金収入の67%を占める13、20mm口径で原価割れが発生している（赤の点線部分）。

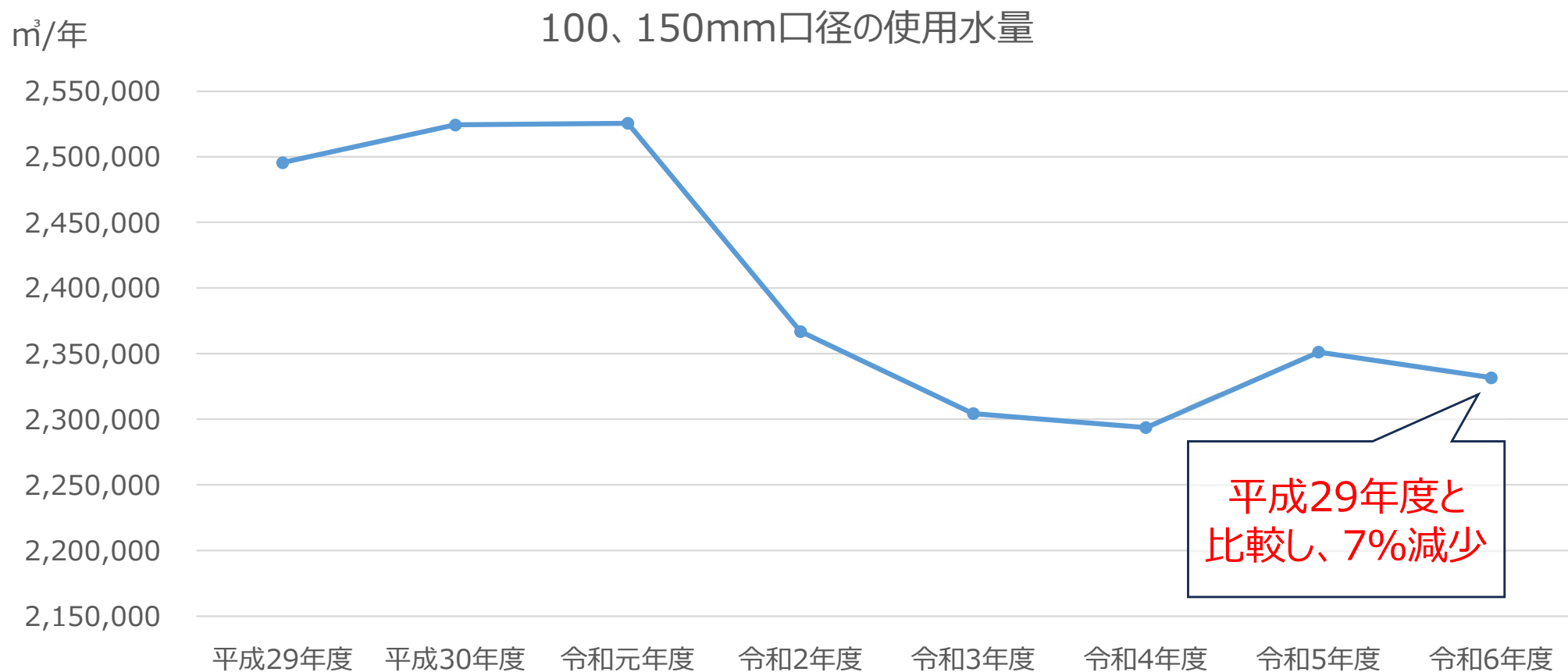
※ 口径別供給単価 = 口径ごと給水収益 / 口径ごとの有収水量 で算出

適用単価別従量料金収入



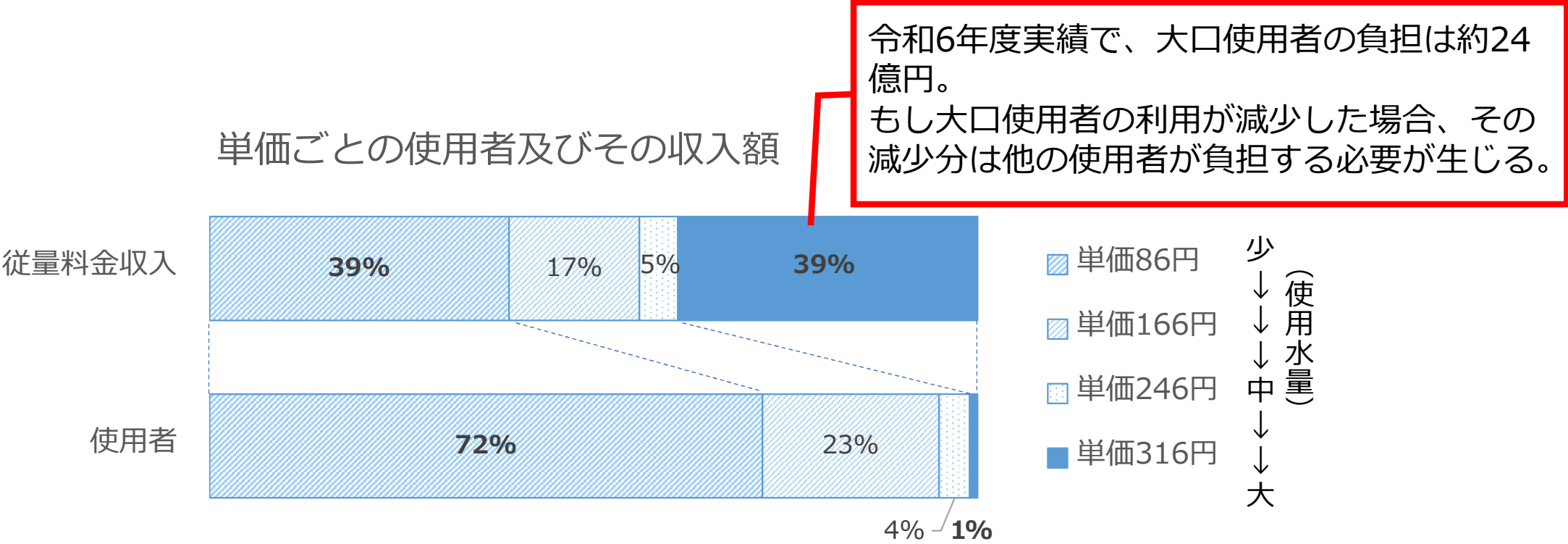
- ・ 13、20mm口径の料金収入では、従量料金単価86円の割合が多い。
- ・ 25mm以上の口径の料金収入では、従量料金単価316円の割合が多い。

大口径使用水量の推移



大口径の使用水量は減少傾向にある。

大口使用者の従量料金収入の割合



豊田市の従量料金収入は、単価86円が39%、単価316円が39%の割合
しかし、使用者の割合は、単価86円が72%、単価316円が1%
→負担を過度に多量の使用者や大口径の使用者に偏らせてしまうことは、公平性を欠くとともに経営の安定性に影響する。
→大口使用者の使用量の変更や使用中止などの変化は、料金収入への影響が大きく、結果として少量使用者の負担が大きくなるリスクをはらんでいる。

逓増度について

逓増制のあり方（日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」抜粋）

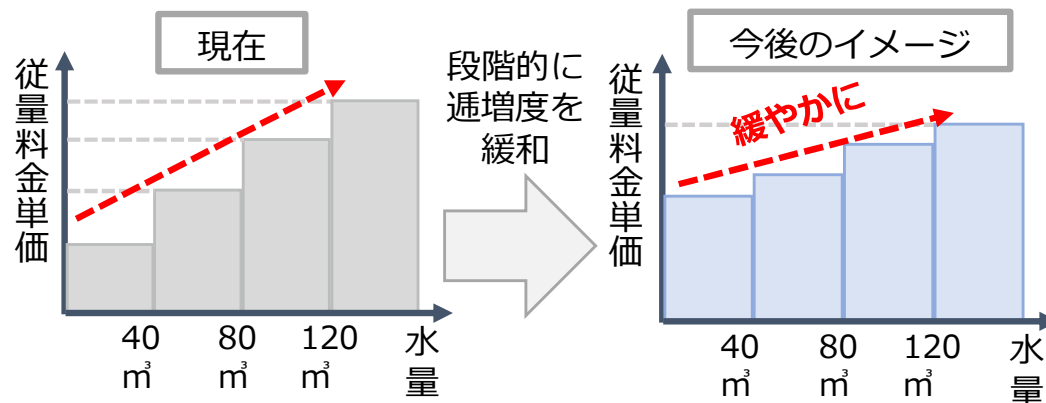
- ・従量料金については、1 m³あたりの単価は水使用の多寡に関わらず均一料金制とする。

今までの逓増制についての考え方

- ・水道施設の拡張期において、水道普及促進や大量使用者の水使用の抑制のため、逓増制が導入されてきた。

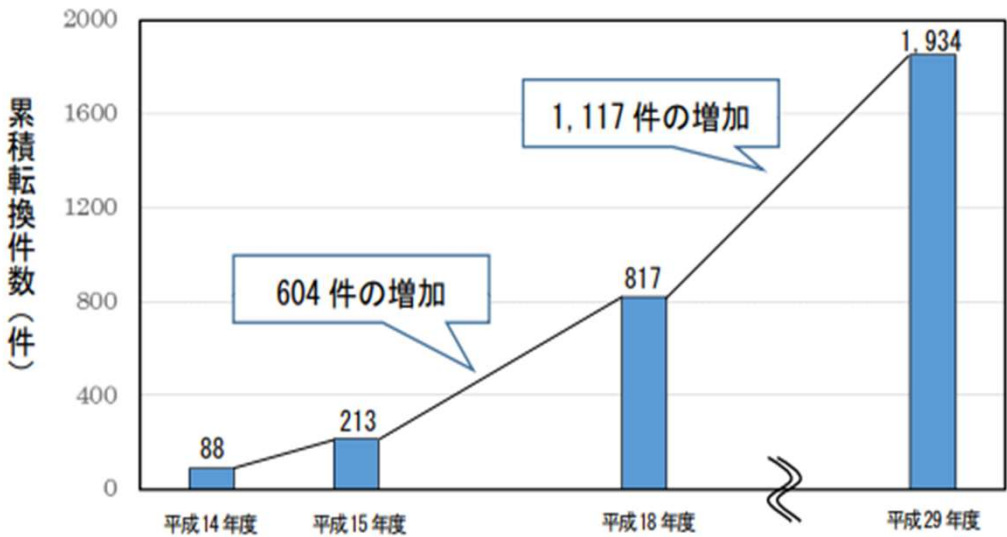
今後の逓増制についての考え方

- ・負担の公平性・経営の安定性を図るため、逓増度の緩和を進めていく。
- ・現行の逓増型料金体系からの変更は、小口使用者の負担が増すことにもなるため、逓増度は少しずつ緩めていく。

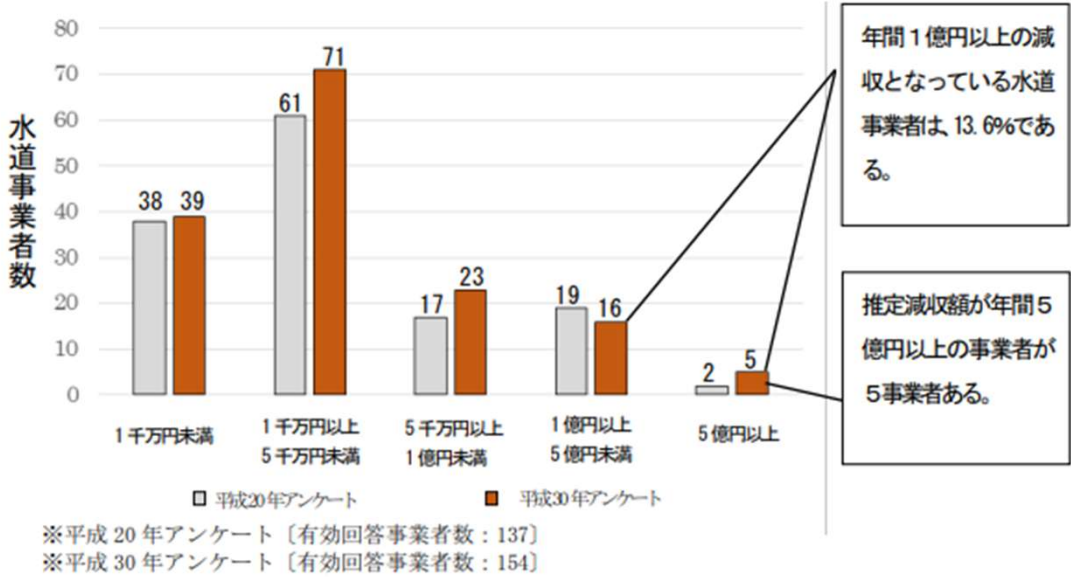


(参考)地下水利用専用水道への転換件数

地下水利用専用水道への転換件数



年間推定減収額の状況



地下水利用専用水道の増加による影響
水道の大口使用者が水道から地下水利用専用水道に切り換えた場合、水道事業の給水量が減少し、それに伴い、給水収益も減少となる。加えて、バックアップ用として水道を使用する場合でも、対応可能な施設を整備し維持しておく必要がある。このため、固定費を回収できず、結果として、一般の水道使用者への負担につながる恐れがある。

日本水道協会「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案 事例集」より抜粋

本審議の内容

審議事項

- 料金体系表の検討（2章）
- 次回検討事項（3章）

2 料金体系表の検討

新料金体系案の検討

- 水道料金算定要領に基づいて算出した基本料金・従量料金割合（33：67）を採用
 - 口径別の料金体系を維持
- ⇒上記前提のもと、平均改定率22.3%に基づき必要額を確保できる料金体系案を検討

現在の料金表

算定要領に基づく割合

(1か月あたり、税抜き)

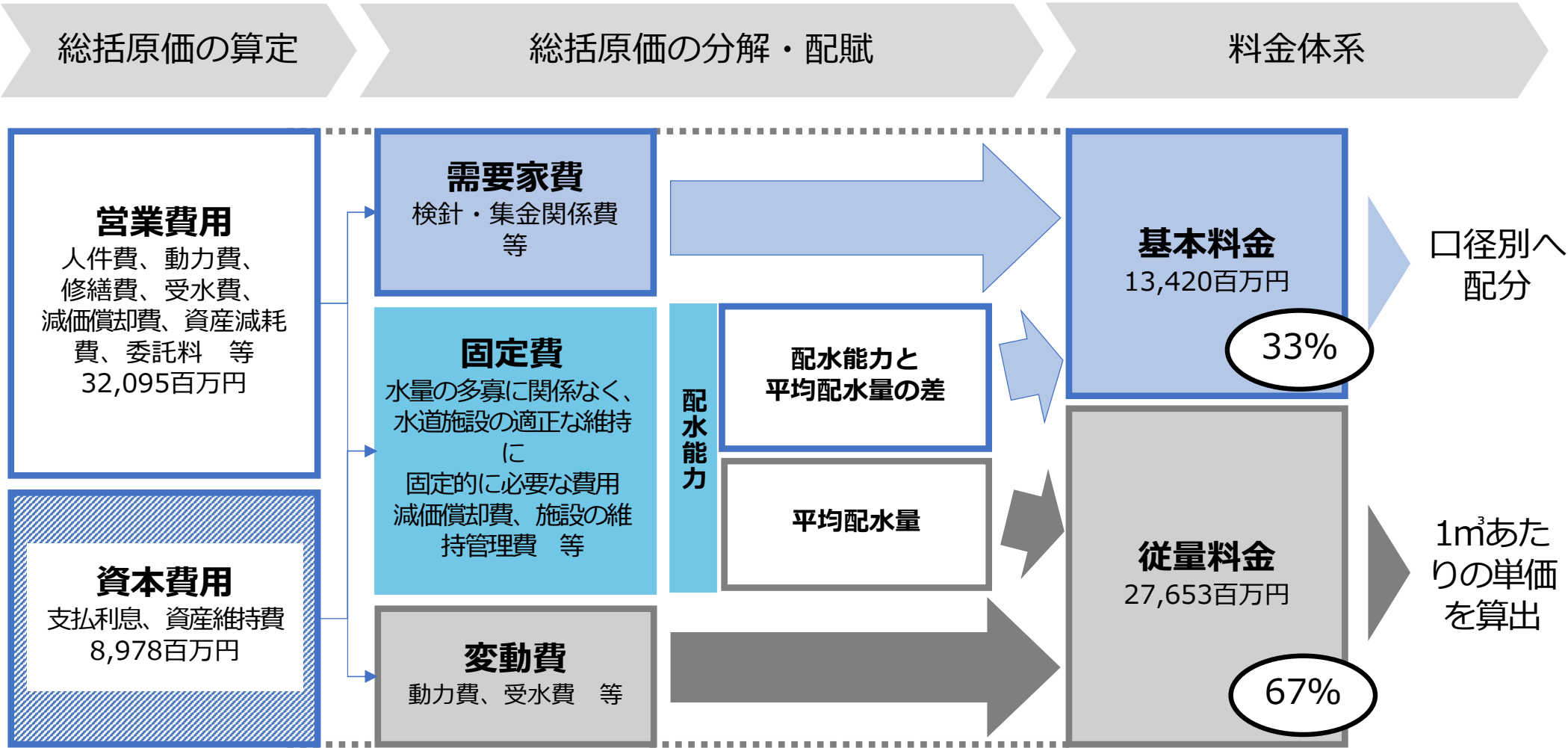
基本料金		従量料金			
口径	料金	1〜20m ³	21〜40m ³	41〜60m ³	61m ³ 以上
13mm	935	86	166	246	316
20mm	1,035				
25mm	2,765				
30mm	4,815	166		246	316
40mm	9,525				
50mm	14,155	246			316
75mm	35,265				
100mm	70,775	316			
150mm	205,530				

口径を維持

新料金体系案を検討

13

(参考)水道料金算定要領に基づく料金体系の検討



水道料金算定要領に基づき、総括原価を分解・配賦して基本料金・従量料金の割合を算出する。基本料金は口径別に配分し、従量料金は料金算定期間で見込まれる水量で除して1 m³あたりの単価を求める。

考えられる料金体系案

案①

基本料金：定額

従量料金：定額

基本料金：全口径一律+332円

従量料金：全水量区画+25円

【特徴】

低い料金区分ほど改定による負担増が大きくなる・逓増度は緩和される

案②

基本料金：定率

従量料金：定額

(事務局案)

基本料金：全口径一律+28.4%

従量料金：全水量区画+25円

【特徴】

案①と比較し少量使用者の負担増を考慮・逓増度は緩和される

※「基本料金：定額・従量料金：定率」は、
小口径への負担増に加えて逓増度は緩和されないため比較検討案から除外

参考提示

基本料金：定率

従量料金：定率

基本料金：全口径一律+29.0%

従量料金：全水量区画一律+17.8%

【特徴】

現行の口径差を維持・逓増度は緩和されない

案① 基本料金・従量料金ともに定額改定

改定方法

- 基本料金：全口径一律+332円
- 従量料金：全水量区画+25円

特徴	使用者への主な影響
- 料金格差・逡増度を一定程度緩和 - 口径差に関係なく基本料金が同額で増加 - 小口径・最低単価の改定率が高くなり、少量使用者の負担増加が相対的に重くなる	- 少量：増加率がやや高め - 大口：増加額は大きいが増加率は定率×定率改定より低い

ポイント

- ✓ 口径格差・逡増度は一定程度緩和されるが、相対的に少量使用者の改定率がやや高くなる。

案① 基本料金・従量料金ともに定額改定 体系表

1 か月分

※括弧書きは現行料金

一律 + 332円

一律 + 25円

(円：税抜)

基本料金		従量料金			
口径	料金	1～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上
13mm	1,267 (935)	111 (86)	191 (166)	271 (246)	341 (316)
20mm	1,367 (1,035)				
25mm	3,097 (2,765)				
30mm	5,147 (4,815)	191 (166)		271 (246)	341 (316)
40mm	9,857 (9,525)				
50mm	14,487 (14,155)	271 (246)			341 (316)
75mm	35,597 (35,265)				
100mm	71,107 (70,775)	341 (316)			
150mm	205,862 (205,530)				

案② 基本料金 定率改定・従量料金 定額改定(事務局案)

改定方法

- 基本料金：全口径一律＋28.4%
- 従量料金：全水量区画＋25円

特徴	使用者への主な影響
- 料金格差・逡増度を一定程度緩和 - 口径差に応じて基本料金の負担が増加 - 案①と比較し、少量使用者の負担増加が低減される - 案①ほどは料金格差を緩和できない	- 少量：増加率が案①より低い - 大口：増加額は大きいですが、増加率は定率×定率改定より低く、案①より高い

ポイント

- ✓ 案①より少量使用者の負担（料金）増が低減する。
- ✓ 従量料金を定額で増加させることで、逡増度はやや縮小する。

案② 基本料金 定率改定・従量料金 定額改定 体系表(事務局案)

1 か月分 ※括弧書きは現行料金

一律 + 28.4%

一律 + 25円

(円：税抜)

基本料金		従量料金			
口径	料金	1～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上
13mm	1,229 (935)	111 (86)	191 (166)	271 (246)	341 (316)
20mm	1,329 (1,035)				
25mm	3,551 (2,765)				
30mm	6,183 (4,815)	191 (166)		271 (246)	341 (316)
40mm	12,230 (9,525)				
50mm	18,175 (14,155)	271 (246)			341 (316)
75mm	45,281 (35,265)				
100mm	90,875 (70,775)	341 (316)			
150mm	263,901 (205,530)				

(参考提示) 基本料金・従量料金ともに定率改定

改定方法

- 基本料金：全口径一律+29.0%
- 従量料金：全水量区画一律+17.8%

特徴	使用者への主な影響
- 現行の負担割合を維持 - 現行の料金体系に応じた負担増加となる - 現行体系の課題もそのまま残る (= 逡増度の緩和にはつながらない)	- 少量：増加率は一律 - 大口：増加率は一律だが、他の案と比較すると増加額が大きい - 負担割合は現行とおおむね同じ

ポイント

- ✓ 現行の口径差・逡増度の課題が維持されるため、参考として提示。
- ✓ 基本料金・従量料金がすでに高い水準である大口料金水準が、総額としてさらに高くなる。
- ✓ 使用した水量に応じて負担する受益者負担の原則とは乖離

(参考提示) 基本料金・従量料金ともに定率改定 体系表

1 か月分

※括弧書きは現行料金

一律 + 29.0%

一律 + 17.8%

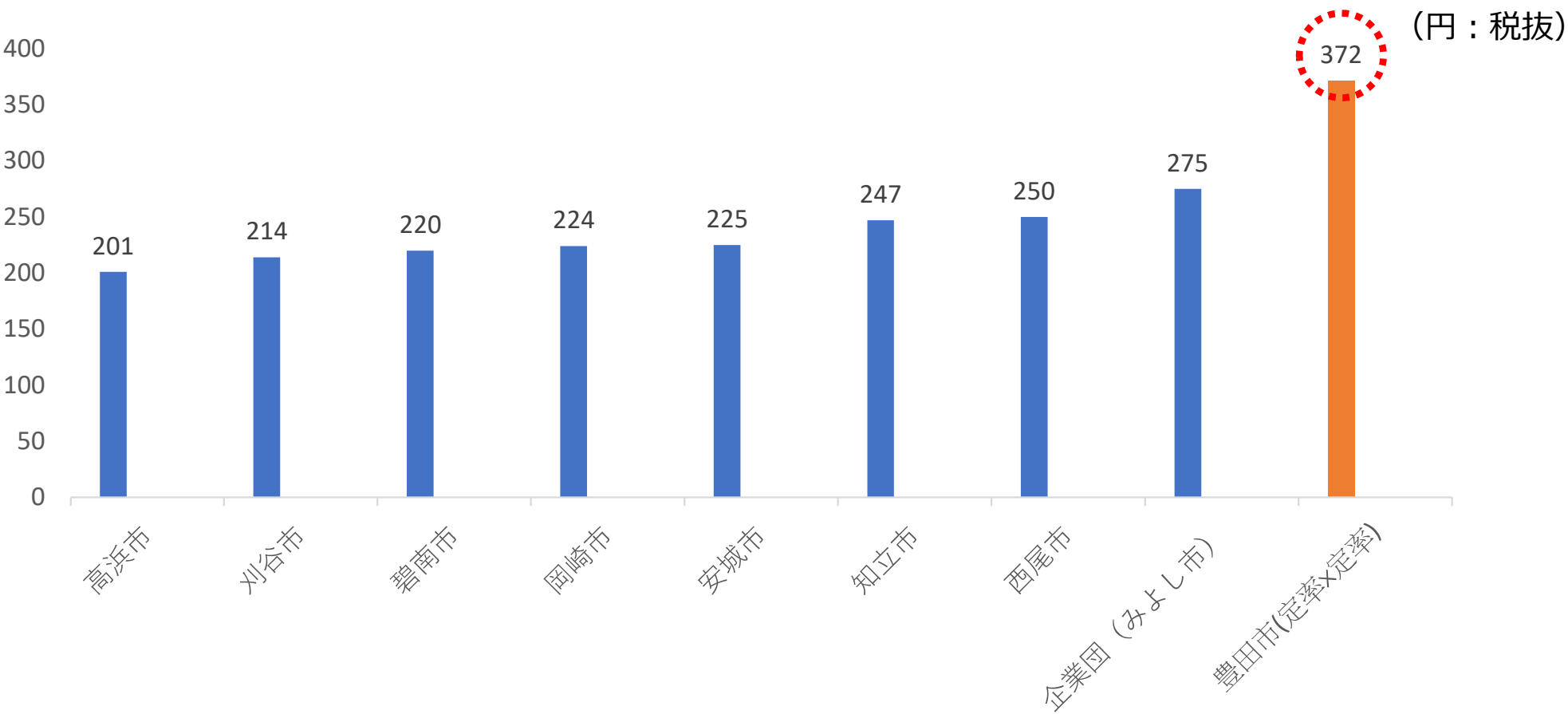
(円：税抜)

基本料金		従量料金			
口径	料金	1～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61m ³ 以上
13mm	1,235 (935)	101 (86)	196 (166)	290 (246)	372 (316)
20mm	1,335 (1,035)				
25mm	3,567 (2,765)				
30mm	6,212 (4,815)	196 (166)		290 (246)	372 (316)
40mm	12,288 (9,525)				
50mm	18,260 (14,155)	290 (246)			372 (316)
75mm	45,492 (35,265)				
100mm	91,300 (70,775)	372 (316)			
150mm	265,134 (205,530)				

最高単価が高くなる (次ページ参照)

21

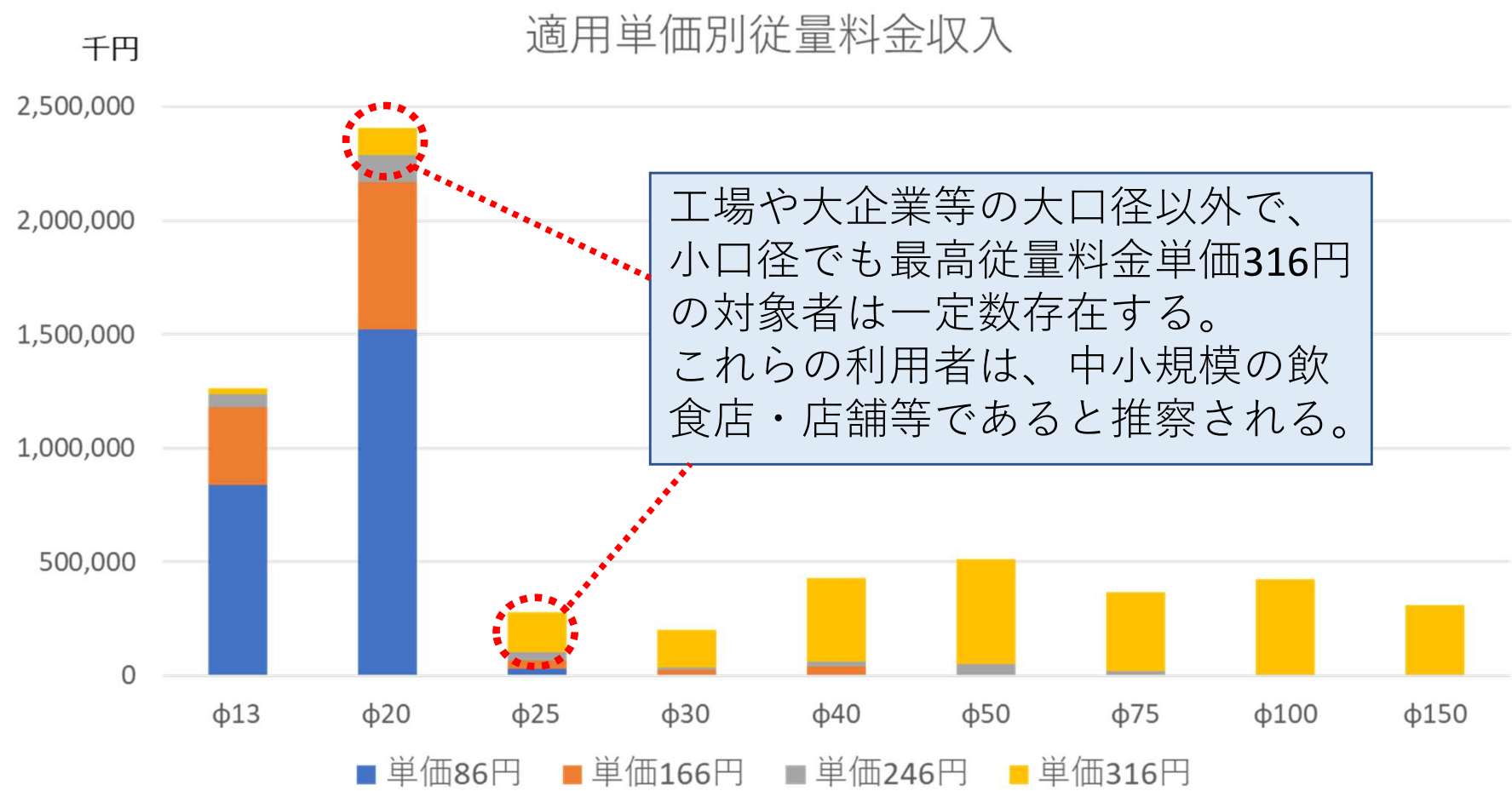
(参考)最高従量単価 当市＋近隣他団体の比較グラフ



定率×定率改定が適切でない理由①

- ✓ 定率×定率改定後の従量料金最高単価は372円/m³
- ✓ 西三河団体の中で突出して、高額な料金体系となってしまう。
- ✓ 現行でも負担が大きい大口使用者の負担が重くなる。

(参考)適用単価別従量料金収入



定率×定率改定が適切でない理由②

- ✓ 定率×定率改定は、受益者負担の公平性の原則に反しているだけでなく、すでに高い逡増度を反映している本市の料金体系では、高単価の従量料金が適用される中小規模事業者にも与える影響が大きい。

論点整理：審議における選択のポイント

■ 審議案の特徴

料金体系案	特徴
案① 基本料金：定額 従量料金：定額	料金区分間の差を緩やかに縮める
案② 基本料金：定率 従量料金：定額 (事務局案)	少量使用者の負担増加の低減を考慮する

■ 料金体系表 2 案の比較

比較項目	負担配分	逓増度（現行3.67）
案① 基本料金：定額 従量料金：定額	口径が小さいほど改定率 が高くなる	3.07
案② 基本料金：定率 従量料金：定額 (事務局案)	案①よりは小口径の改定率 が低くなり、大口径の 改定率は高くなる	3.07

事務局案(ご審議いただきたい事項)

安全・安心な水を将来にわたって提供するため、その財源となる料金収入をより安定的に確保し、逡増度を緩やかに解消しつつ、少量使用者の負担も考慮される案②を提示します。

改定方法

- 基本料金：全口径一律+28.4%（定率改定）
- 従量料金：全水量区画+25円（定額改定）

基本料金		従量料金			
口径	料金	1～20㎡	21～40㎡	41～60㎡	61㎡以上
13mm	1,229 (935)	111 (86)	191 (166)	271 (246)	341 (316)
20mm	1,329 (1,035)				
25mm	3,551 (2,765)				
30mm	6,183 (4,815)	191 (166)		271 (246)	341 (316)
40mm	12,230 (9,525)				
50mm	18,175 (14,155)	271 (246)			341 (316)
75mm	45,281 (35,265)				
100mm	90,875 (70,775)	341 (316)			
150mm	263,901 (205,530)				

モデルケースにおける影響の比較

少量使用者配慮

1か月分（円：税抜）

		現行	案① 基本料金：定額 従量料金：定額		案② 基本料金：定率 従量料金：定額 （事務局案）	
口径 mm	水量 m ³	料金	料金	増減額 増減率	料金	増減額 増減率
20	8	1,723	2,255	+532 +31%	2,217	+494 +29%
20	20	2,755	3,587	+832 +30%	3,549	+794 +29%
25	200	56,965	62,297	+5,332 +9%	62,751	+5,786 +10%
50	400	136,355	146,687	+10,332 +8%	150,375	+14,020 +10%
100	3,400	1,145,175	1,230,507	+85,332 +7%	1,250,275	+105,100 +9%
150	6,300	2,196,330	2,354,162	+157,832 +7%	2,412,201	+215,871 +10%

(参考) 近隣他団体との水道料金比較

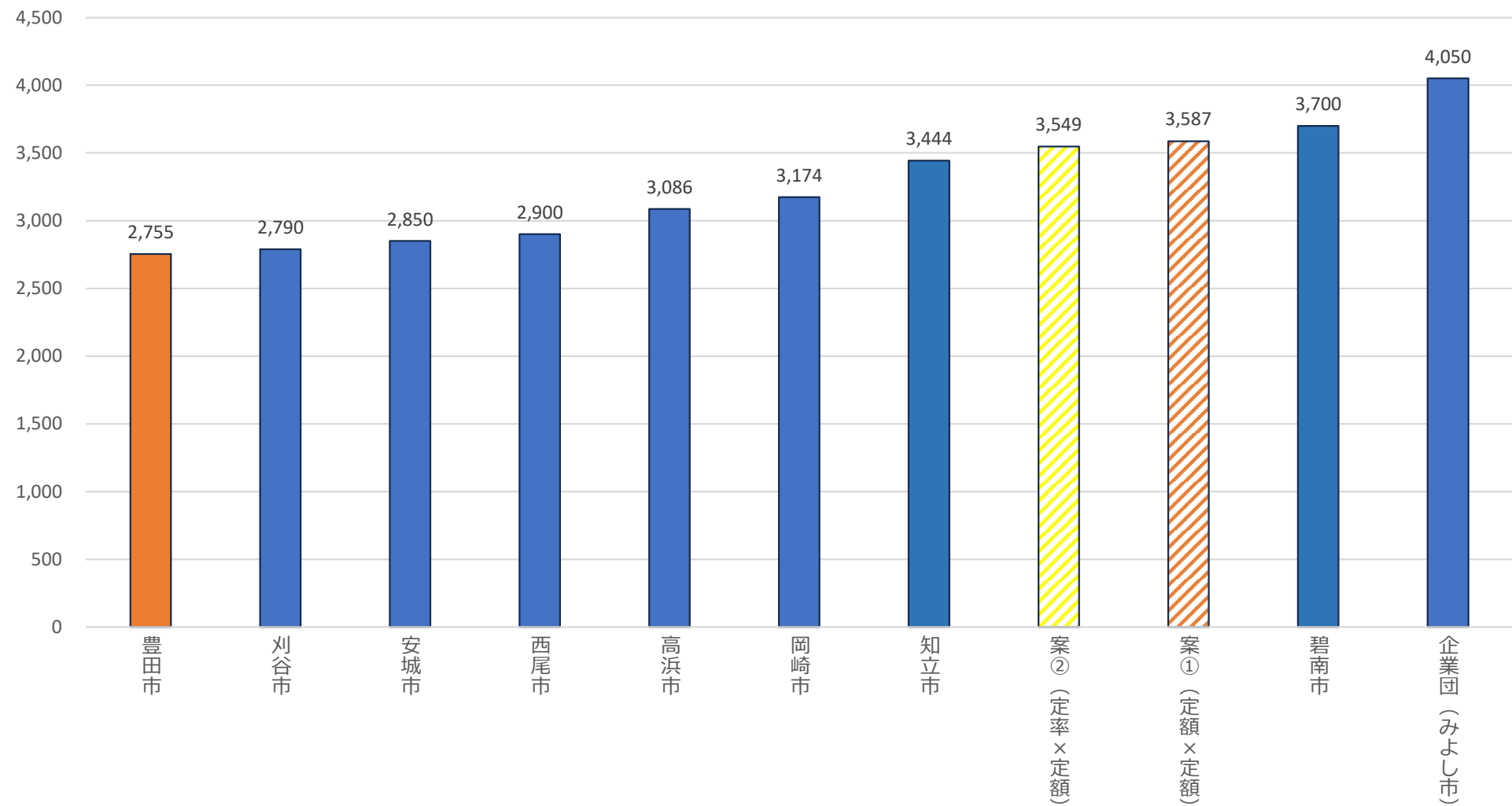
比較条件 口径：20mm
使用水量：20m³／1か月 消費税：税抜

対象団体 刈谷市 安城市 碧南市 西尾市 みよし市 高浜市 岡崎市 知立市

水道料金 基本料金＋従量料金
減免・特例：適用しない
※HPで公開された料金体系表を基に算出
碧南市については、令和9年2月改定予定を加味

(参考)「口径20mm・20m³ 料金(1か月)」 当市＋近隣他団体の比較グラフ

口径20mm・20m³の水道料金比較（1 か月）(円：税抜)



3 次回検討事項

答申内容の検討

次回は、これまでの審議を踏まえて答申の内容を協議いただきます。